

第7回年金業務・社会保険庁監視等委員会 議事録

1. 日時 平成20年1月24日（木）14：00～15：50
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者
（委員会）葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員
（総務省）村木行政管理局長 田部事務室長 横田主任調査員ほか
（厚生労働省）宮島総括審議官
（社会保険庁）坂野社会保険庁長官 吉岡総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長 北村統括管理官 鈴木運営部企画課長 松岡運営部医療保険課長
4. 議事次第
 - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
 - (2) その他
5. 会議経過
【葛西委員長】 それでは、第7回の年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

（報道関係者退出）

それでは、厚生労働省及び社会保険庁からヒアリングを行います。本日は厚生労働省から宮島総括審議官、社会保険庁から坂野長官、吉岡総務部長、石井運営部長、北村統括管理官、鈴木企画課長、松岡医療保険課長、中野社会保険業務センター所長にお越しいただいております。前回に引き続き年金記録適正化実施工程表に基づく進捗状況などのご説明をいただきますとともに、当委員会から宿題となっていた事項についてもご回答をいただきまして、その後、質疑応答をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

【坂野長官】 前回から大分期間がたっておりまして、その間、資料等でもあらかじめお知らせしておりますとおり、12月17日から「ねんきん特別便」の送付を開始いたしております。また、それに先立ち5,000万件記録の全体像の解明についても公表させていただきました。そして、今、特別便の発送を逐次受給者から始めているという状況でございます。その他を含めて今日ご報告を申し上げ、ご意見を賜りたいと思っております。なお、本日5時半から年金問題の関係閣僚会議が予定されておりまして、その資料をただいま鋭意作成中ですが、閣僚会議終了後それを公表することといたしております。委員の方々には、閣僚会議終了後、明日になるかと思いますが、別途その資料をお届け申し、必要が

あればまたいろいろご説明にも参上したいと考えておりますので、あらかじめお許しをいただきたいと存じます。

それでは、資料に添って担当部長・課長からご説明を申し上げます。

【石井運営部長】 それでは、まず今日用意させていただきました資料の全体について、私からご説明申し上げたいと思います。

今、長官からもございましたように、前回この委員会が開催されたのが12月5日でした。その後、私ども年金記録問題の関係で具体的な取組をいろいろと進めてございます。そういうことで本日は資料も大部なものになってございます。個別の資料説明に入る前に順々にポイントだけ申し上げておきますと、まず議事次第をごらんいただければと思うんですが、資料1というのは今申し上げたようなことで、その後の取組、それから、この先の取組予定を鳥瞰するような形で整理させていただいた進捗状況の資料でございます。

それから、具体的な動きとの関連で申し上げますと、資料2でございますけれども、これは昨年の7月5日の政府与党取りまとめという決定された方針にも明記されておりますけれども、この名寄せなどの作業と並行して5,000万件の未統合の記録について、具体的な内容がどういうものなのか、きちんと解析をなさいたいというのがミッションとして明記されてございます。この点について、昨年の12月11日に公表させていただいているものでございます。後ほど詳しい説明をさせていただきます。

それから、資料3でございますけれども、こちらも盛りだくさんの内容でございます、ご報告申し上げているとおり、昨年の11月上旬から名寄せのプログラムを用いまして、コンピュータ上で名寄せ作業を開始してございます。それで12月17日に30万通、第1便の送付をしているわけでございますけれども、この過程で12月11日に公表しておりますが、3月目途で行うことになっている結び付く可能性のある記録、これがおおよそ1次名寄せ、2次名寄せ足して、どのくらいの記録数に伸びるのか、また、それは人員換算で何名程度の規模になるのか、それから、この「ねんきん特別便」のその後の送付状況、それに対する回答状況、とりわけ昨今マスコミでいろいろと取り上げられておりますけれども、その中に訂正なしというご回答があつて、これについて私どもが行っている取組、それから、広報・相談の関係、そうしたものをこの資料3には盛り込ませていただいております。

それから、資料4でございますけれども、これも5,000万件の記録の名寄せ作業をする上において必要な作業ということで、その一部に524万件ほど氏名などの欄が空欄になってい

る、そういう不備なものがございました。これはご報告しているとおおり、昨年の9月から年末までということで、全国の事務所を動員する形で補正作業をしてまいったわけでございますけれども、その結果がどのようになっているかという結果のご報告でございます。もちろん一定のものが残っておりまして、これは調査を続行するというにさせていただいております。

それから、資料5でございますけれども、これも7月5日の方針にも明記されているわけでございますが、社会保険庁のコンピュータ、オンラインの上に登載されている記録のほかに、使用頻度が低いということで扱われている旧台帳と言われる記録がございます。マイクロフィルムという形のを磁気媒体化して、そして名寄せの工程に乗せて5月目途でお知らせをお送りするという作業に関するご報告でございます。

そして最後、これも7月5日関係でございますけれども、資料6でございますが、コンピュータの中の3億件の記録と、それから、台帳等およそ8億5,000万件ほどあるというわけでございますが、これらの元帳の記録との突合せに関する作業・検討状況をご報告申し上げた上で、資料7でございますが、これまでご指摘をいただいた事柄について、私どもなりの回答をさせていただくと、このような段取りでございます。

それでは、個別のご説明ということで進めてまいります。

【鈴木企画課長】 企画課長でございます。先生方のお手元に資料1～7まで、今、概要ご説明したものをお届けを申し上げておりますが、大部でございますので、順次ポイントでご説明したいと思っております。

まず資料1でございます。これは進捗状況ということで、2枚目以降にA3のいつものがらの資料の最新の状況をおつけしております。ポイントだけ申し上げますと、1枚目にお戻りいただきまして、現時点は、全体の大きな流れの中では先ほどご紹介申し上げましたように、名寄せをいたしまして、その結果結び付く可能性がある方々に特別便を発送して、1つ1つの確認作業を続行しているという状況でございます。その中で、各個別の事項でございますけれども、今の名寄せ・特別便の送付状況でございます。524万件の①につきましては後ほど別途ご説明させていただきたいと思っております。名寄せの状況でございますけれども、現在、年金受給者の1次名寄せは、この前ご報告申し上げたように終わっておりますけれども、年金受給者の2次名寄せ、それから、現役加入者の1次及び2次名寄せ、これについて順次実施をして、コンピュータ上の作業を進めているという状況でございます。「ねんきん特別便」の送付状況・回答状況については、別途後ほどご説明をさ

せていただきたいと思っております。

それから、(2)でございますけれども、相談・広報の関係でございます。相談につきましては全体の状況を弾力的に踏まえまして、遂次増強を図っていくという方針で、従来から臨ませていただいておりますけれども、現時点でねんきん特別便専用ダイヤルを350席から700席に増強をしているという状況でございます。それから、これまた後ほどご説明申し上げますが、各界との協力連携の下に、相談・広報の体制をきちんとやっていくということでございますので、これも引き続き進めてさせていただいているということでございます。

そして、(3)台帳との突合せでございますけれども、大まかに申し上げまして、来年度から国民年金の特殊台帳の突合せをいよいよ開始いたしますので、現在、その具体的な実施方法等の検討細部を詰めているという状況でございますのと、それから、厚生年金の被保険者の名簿のサンプル調査を実施をしております。そういう状況でございます。ポイントだけでございますが、全体観ということでちょっと頭におとどめいただければと存じます。

続きまして、資料2でございます。これは先ほど運営部長からもご紹介申し上げましたように、前回の会議との間、多少時間があいてございますけれども、その間いろいろな動きがございました。その中で5,000万件の名寄せ作業を試みたところ、5,000万件の状況がある程度わかってまいりましたので、それを踏まえた今後の対策の全体の姿ということで、お示しをさせていただいたものでございます。まず1ページ目でございますけれども、既におわかりのことも含めてポイントだけ申し上げますと、今お約束をしていることは、今年3月までを目途に5,000万件と1億人の記録をコンピュータ上で突合せをいたしまして、その結果、記録が結びつく可能性がある方々へ特別便ということでお知らせをする、これが政府与党として3月までにお約束をしたことございまして、これ自体については約束どおり実施をしてまいりたいと思っております。ちなみに1番目の※にございますように、お送りした後でご回答があつて、結び付けの作業を行ってまいりますので、最終的な記録の結び付けについて、3月までに完了するわけではないということでございます。

2つ目の○にございますのは、こういった結び付く可能性のある方々への特別便の送付と並行いたしまして、残る5,000万件でさらに解明が必要な部分につきまして、その具体的な内容を仕分けをいたしまして、内容に応じたいろいろな調査・照会等の対策を引き続きやってまいりたい。これによって記録の統合が図られていく部分もあるということでござい

ますが、これらは4月以降も続く取組となるということでございます。ここに例ということで載ってございますけれども、例えば、ご結婚される前の名字を変更しないまま残しておられる方々がいらっしゃるとういたしますと、この方々についてはいろいろな手段でお申し出をいただくと、それによって結び付けを行っていくということが必要になってまいりますし、それから、もう既にお亡くなりになった方の記録で遺族年金にも結びつかないという記録が、ずっと精査をしてまいりますと残ってまいりますけれども、これにつきましてはここにございますような広報等の手段を活用した、最終的な決着のつけ方というものも、また視野に入れていく必要があるんだろうと思っております。そのほかここにございます漢字カナ変換が原因で2次名寄せでは結びつかなかったものにつきましても、台帳等によりまして補正作業を行うなど、地道な作業をして統合に結び付けていくということも続けてまいりたいと思っております。

それから、何を置いてもさらに大事なものが3番目の○にございますように、4月～10月まで、1億人すべての方々、年金受給者・現役加入者の方に特別便でお知らせを申し上げますので、これを通じてお一人お一人確認をしていただき、自分の記録には問題がないなどご判断をいただく方を逐次増やしていくということも、この対策の進展という意味では非常に重要なことだと思っております。

そして、以上申し上げたような対策を、これも先生方ごらんになったような図でございませけれども、2ページの図にかかせていただいておりますことと、それから、最後4ページでございませが、これは既に報道等でいろいろ取り上げられてございませけれども、現段階での5,000万件の記録の全体像ということで、私どもが推計も含めて示したものでございませ。ポイントだけ申し上げますと、一応名寄せの形でコンピュータを回してみた結果わかりましたのが、一番上の緑色に塗ってあるところでございますが、1,550万件につきましては死亡が判明した、あるいは、脱退一時金等をすでに受給されているということで、基本的には記録に結び付くということではないもの、これが1,550万件あるということがまざわかってまいったわけでございませ。

そのほか続いてご説明いたしますけれども、1,100万件については名寄せで一応ヒットをするという記録でございませ。残りますのが下にございませような、いわゆる1,975万件と言われている記録でございませけれども、これも困難とか解明できないということではなくて、今後引き続き作業によりまして、ここの①～④に並んでいるような属性、これを1つ1つ明らかにしていまして、その明らかになった属性ごとに右側にございませような

対応をとることによって、記録の統合につなげていくと、こういう展開であろうと承知をしているところでございます。お時間の都合もございましてポイントだけでございますが、5,000万件の全体像にかかわる作業といたしまして、資料2のとおりだということでご報告を申し上げたいと思っております。

続きまして資料3でございしますが、今度は「ねんきん特別便」の関係でございします。これも大部でございしますので、ポイントを尽くしてご説明をいたしたいと思っておりますが、まず1ページ目でございます。ご案内のように昨年12月17日より送付を開始をいたしております、1月22日までに累計73万通を送付いたしました。そして先ほどご紹介いたしました現役加入者の1次・2次名寄せ、それから、受給者の2次名寄せを今実施いたしておりますけれども、これについても実施した結果に基づきまして、2月下旬から3月下旬にかけて、順次、予定どおり特別便をお送りをしてまいりたいと思っております。参考に2次名寄せの実施方法を書かせていただいておりますが、これは先生方既にご案内のことと思っておりますので割愛させていただきます。

そこで「ねんきん特別便」ということで名寄せをいたしました結果、どのようなヒット状況になるかということ、私どもが推計したものが次の2ページでございます。まず、まだ1次名寄せを現在実施をいたしておりますので、推計ということでご理解をいただきたいと思っておりますけれども、やってみますと大体データ数で1,100万、お一人で2つ以上記録を持ってらっしゃる方もいますので、人数ベースで申しますと850万人、これが名寄せをいたしました結果、特別便をお送りする対象として、現在想定している数でございます。受給者・加入者別の状況につきましてはここに書いてあるとおりでございます。このほか下にございますように、条件を緩和したいいわゆる2次名寄せというものを実施するわけでございますが、この2次名寄せにつきましてはまさに本邦初めての試みでございしますので、正直申し上げて、どのぐらいヒットするものが出てくるかというのはなかなか見極めが難しいわけでございますけれども、現時点でできる限りの大まかなところを判断いたしますと、100万～200万人程度ヒットするのではないかと考えてございます。以上がコンピュータ上での名寄せの結果、ヒットしてくる数の規模観ということでございます。繰り返しになって恐縮でございますが、いずれにいたしましてもこれは推計でございしますので、作業を進めて、現実にお送りする数が最終的にどのようなことになるかということについては、またきちんと把握をしていくということになろうかと思っております。

今申し上げたような形で特別便対象者を決定いたしまして、今度はそれをお送りするス

ケジュールでございます。これは3ページでございます。昨年12月17日から始めまして、まずは最優先になります受給者の方々、特に受給者の方々は定期便の対象になりませんので、特別便が非常に重要な機会でございます。またご関心も高いだろうということで、まずこの方々を集中的に約250万人に送る。これに応じてきちんとご相談を受けられるような電話も含めた体制をとるということで、電話体制につきましては下の黄色とグリーンの矢印で、増強を図っていくという前提で組ませていただいております。そういったことも前提といたしまして、先ほどご紹介いたしましたコンピュータの作業も逐次踏まえて、2月の下旬から被保険者の1次名寄せ分、それから、受給者・被保険者の2次名寄せ分を、こういったスケジュールでお送りしたいと思っております。またその進展状況につきましては、逐次ご報告したいと思っております。

こうして送ってまいりました特別便の回答状況でございます。いずれにいたしましても、お送りをしてどのような反応をしていただくか、状況をきちんと踏まえて、これに機動的・弾力的に対応していくと、手直しの必要性があれば弾力的にやっていくというのが、私ども大事だと思っております。そういう意味でまず分析を進めたわけでございます。2つ目の○にございますように、昨年間に48万人にまずお送りをいたしました。この48万人につきまして回答状況の集計というものができておりますので、そのご紹介をいたします。今月の7日までに16万通の回答がございました。この16万の内訳といたしまして、訂正があると、要するに自分は記録が見つかったとおっしゃっている方が2万件、いや、もう自分の記録については訂正がないんだというご回答いただいた方が14万件でございました。このほかに住所の行き違い等で届かずに、私どもの手元に戻ってきたものが2,000件強ございます。それから、先ほど申し上げましたように、その後も今年になってから「ねんきん特別便」の送付をやっておりまして、73万件に達しているところでございます。いずれにしましても、これは必ずご本人に開封をしていただきまして、ご回答いただくというのが大事でございますので、とにかく私どもはこれをさらに徹底的に呼びかけてまいりたい。それから、住所の変更についても正確なものをお願いしたいと、言うまでもございませんけれども、お願いしていこうと思っております。

そこでこうした状況を踏まえまして、先ほど申し上げました対応をどう図っていくかということで、現時点の状況に基づきましてここに4つほど書かせていただいております。まず届かなかったものにつきましては、当然従前から申し上げましたように、市町村、事業主の協力を得て住所調査を徹底的に行っていくって、必ずお届けするという姿勢で臨むと

いうこととございます。それから、未回答の方々につきましては、これも前報告を申し上げましたように、一定期間をおいて2回ほど勸奨はがきをお送りいたしまして、その上でさらにまだご回答いただけない場合にはリスト化をして、私どもからお尋ねをすることも含めて、働きかけをしていってご回答を得るといって、徹底した取組をしたいと思っております。

それから、今般の新たな取組といたしまして、先ほどご紹介しましたように、今年の初め時点で16万の回答があったうち、14万は訂正がない、自分には記録の漏れがないということで○をつけてお返しをいただいております。この受けとめとして、私どもまずはこれはご本人の回答でございますので、その回答は基本的にまず信頼し尊重すべきものであると思っております。ただその上で、内容の分析をしてみて、やはりこれは基本的にご本人の記録なのではないかと思われるものについては、もう一度入念的にご本人に確認をさせていただくというところまでは、もう一度試みるべきであろうということで、その取組を現在スタートにかかっているところでございます。それと同時に、まだご回答をいただけない方もいらっしゃいますし、それから、ご回答いただくに当たって、必ずしも十分ご相談いただいた上でご回答してない方もいらっしゃるのではないかということで、封筒に新たに表記をいたしております。具体的にはお手元の資料の別添3、9ページでございますけれども、現在お送りしております受給者の場合ということで、この赤い枠を封筒の右側のほうにつけて、まずはとにかく事務所に足労を賜るか、あるいは、もっと簡便に特別便の専用ダイヤル、ここにお電話いただきたいという旨を追加付記させていただいているということでございます。そして先ほど申し上げました、訂正が必要ないということで○をつけていただいて送っていただいた方につきましては、今これを追いかける作業、入念的な確認をする作業をしております。これに伴います対応体制も整備していくことが必要でございますので、それに対する相談対応も含めまして、順次、体制の強化を図っているところでございます。

次の5ページ以下は、今、私のご説明を申し上げたことにつきまして、若干具体的・詳細に記したものでございますので、お目通しを賜ればと思っております。

それから、11ページでございますけれども、訂正がないということでご回答をいただきました14万通のうち、私どもどうしてこういう状況になっているのかということ、分析してまいらなければならないと思っておりますので、その一環として1,000通ほど選び抜きて、サンプルで調査をいたしてみました。ここに書いてございます「期間重複なし」

「あり」と申しますのは、私どもが既にその方の記録だということで基礎年金番号上で管理している記録と、今回新たに5,000万件の中からこの方の記録ではないかで見つかった記録とが、期間がダブっているか、ダブっていないかでございます。およそ大体半々程度ということに分かれたわけございまして、期間重複があるということになりますと、ひょっとするとほかの方の記録かもしれないという蓋然性が高いんだろろうと思っております。

その上で、今度はこの5,000万件のうち、見つかった記録をお一人だけに通知をしているのか、それとも複数の方が該当したので複数人に通知をしているのかというので、さらに右のように区分で分けてございます。これは総括してみますと、期間重複がなくてお一人のみに通知した場合、ご本人からは訂正なしということでご回答いただいておりますけれども、もう一度本当にご本人様の記録ではないんでしょうかという、入念的な確認をさせていただき蓋然性が高いのではないかと、これが636件、50.3%程度あるというのがサンプル調査の結果である。これを踏まえまして、先ほどのような入念的な確認をとらせていただいたというところでございます。

それから、さらに次のページでございまして、訂正なしにご回答いただいた方につきまして、現在もう一段踏み込んだ分析を実施をしております。その中間報告ということで、先ほど申しました期間重複がなくてかつご本人一人にしか送っていない記録の方、1,000件のうち人数にして530人、データ数は636件ございましたけれども、この方々に可能な限りの電話調査をいたしました。当然、電話番号がわからない方、ご回答いただけなかった方、ご不在の方もいらっしゃいまして、264人についてご回答いただけましたが、その中でさらに突っ込んでいろいろなお問い合わせをして、私どもが手元に持っている記録がご本人のものかどうかということをお聞きしてみたところ、自分の記録ではないんだろろうかという方が117人、いや、それでもやっぱりそうじゃないなという方が147人いらっしゃる。あとは、117人のところで「どうして訂正なしということでご回答いただいたんでしょうか」という調査もしております。これはまだ定量的ではなく、定性的でございますが、期間も短いし年金額も十分だからと思っておられる方などもいらっしゃって、このあたりは最終的にご本人のご判断でございますので、私どもの取扱いとしてどこまでやるかというのが1つ、これは難しいところかなと思っております。

以上が送付・回答状況でございますけれども、そういった状況も踏まえまして、遂次弾力的に手を打っていかうと思っておりますが、その一環といたしまして13ページから、いわゆる窓口相談マニュアルの改訂でございます。これはそもそも、私どもが昨年の12月半

ばから、まずはたたき台ということで現場に素案を示しまして、それに沿っていろいろな改善策、改善の必要なものについて現場から声を上げていただいて、それを最終的に取りまとめてマニュアルとしてもう一回配布をするという手順を考えてございます。現在、作成の途上でございますけれども、その中で、基本的に今ご説明を申し上げましたような回答状況であるということも踏まえまして、その内容も盛り込んだ改訂をするという作業を進めてございます。その一環といたしまして、やはり今お送りしておりますのがご高齢の方ですので、私どもがかなり踏み込んだ形で5,000万件の中から選び出した記録の情報を提供して差し上げないと、やはりわからない面もあるのかなということで、四角の中に囲んでございますように、可能性がある記録につきまして所在地とか業種内容あるいは加入していた期間、これらについて、むしろこちらから丁寧にお伝えをして、記憶の呼び起こしを行うということで、もう一段踏み込んだ情報提供を相談の中でやってほしいということ、現場に連絡をしております。こういった点も含めまして、最終的にいろいろな改善を盛り込んだマニュアルを確定いたしまして、できるだけ早く、月内にとっておりますけれども、現場に最終的に戻してまいりたいと思っております。

続きますページにつきましては、今のご説明の経過なり細かいことについて資料をつけてございますので、またお目通し賜ってご質問がありましたら対応させていただきたいと思っております。

それから、16ページ以降に、「ねんきん特別便」の広報の実績や今後の予定ということで、従来からある程度ご紹介を申し上げていることの今の進捗状況、それから、具体的に行った広報の実物につきまして、例示として20ページ以降につけさせていただいたということでございますので、これもまたお目通しを賜ればと思っております。

それから、ちょっと分厚いですが、年金相談のマニュアルの制度編につきまして、これは制度編でございますのである程度確定しております。もうちょっと具体的な問い合わせをどういうふうにしたらいいかについて、先ほど申し上げましたように今、現場等の意見交換をしているということでございます。今の現場とやりとりをしている相談編とは異なりますけれども、イメージということでおつけをしております。ちょっと長くなって恐縮でございますけれども、以上が特別便に関する進展状況のご報告でございます。

それから、次の資料4でございます。遂次今までご報告申し上げてまいりました524万件、氏名等に不備のあった記録の補正の結果でございます。9月から作業を始めまして、年内に作業を終えたいということでご報告申し上げてございました。大変申しわけございませ

んでしたけれども、結局今月初めまで、ぎりぎりやれるところまでやろうということで、かかってしまったわけですが、ここでとりあえず中締めをさせていただいて、その結果のご報告でございます。結果から申しますと、524万件のうちここでございますように、②・③合わせてほぼ99%については氏名の補正ができた、あるいは、これはもう既に収録済みなので、取消ができたということでございます。結果的に、今後引き続いて作業を継続しなければならない記録が約1.1%、数にしまして約6万件残っているということでございます。これは一部報道に、6万件も手つかずだという報道もございますけれども、これは必ずしもそういうことではなくて、私どもとしてはこの6万件についてもなお打てる限りの手を打って、統合に結びつけていきたいと思っております。

この6万件の具体的な中身につきまして、各事務局が取りまとめを行いましたものを集計したのが、下の2番の(1)からでございます。氏名につきまして引き続き作業したいというのが5万6,000件ほどございます。何で今の段階で作業がそこまで手が届かなかったかという、理由別に分析しておりますけれども、1つは①にございますように、名簿とかあるいは払出簿、これらが、戦災、風水害、破損とか虫食い、その他で見つからない、あるいは、読めないといった理由があるものが1万6,000件程度あったということでございます。それから、名簿を確認するに際しまして、事業所の番号などの情報が一番手がかりになるわけでございますけれども、かなり古い記録につきまして、オンライン記録上事業所の番号が容易に確認できないものがございました。これについては、もうちょっと台帳その他を探ってみることで、事業所をたどり、名簿をたどりということが必要になりますので、時間的に今回のステップでは手がついていなかった。ただ、これは引き続き手をつけていきたいということでございます。

めくっていただきまして、(2)の生年月日の調査を継続する記録につきまして、2,944件ということで、これにつきましてここに書いておりますような状況であったということでございます。それから、性別につきまして119件ということでございました。なお、この119件につきましては、性別の条件を緩和する2次名寄せを予定しておりますので、直ちにこの2次名寄せにかけていって、ヒットすれば今回の特別便の対象にしていくということでございます。

3につきましては、先ほどから繰り返して申し上げますような、残った6万件の記録について、さらに台帳等で丹念な補正作業を、一定の時間を要すると思っておりますけれども、続けてまいりたいということを書かせていただいているということでございます。

ちょっと長くなって恐縮でございますけれども、資料1～4までまずご報告を申し上げました。

【中野所長】 引き続きまして、資料5・6・7についてご説明させていただきます。

資料5でございます。こちらは、1,430万件、36万件の記録のシステム開発及びその関連の作業の状況ということでございます。この1,430万件あるいは36万件というものは、注に記載をいたしました。厚生年金、それから、船員保険の古い時代の記録でございます。これらはマイクロフィルムで管理をされております。そういう管理の仕方をいたしておりますので、5,000万件が基礎年金番号と統合されていないということと類似の状況、マイクロフィルムにあって基礎年金番号との対応関係が明確でないという面がございます。この記録についても磁気化をいたしまして、これも名寄せをしてみるという作業、工程表にも記載をしているとおりでございます。それに従って、現在作業を進めておりますが、1に記載しておりますように、これらの記録の名寄せにつきましては、5,000万件の名寄せの際に作成したプログラムを活用するというにいたしております。それ以外の関連のシステム開発といたしまして、2の「主な開発事項」というところに記載をいたしておりますが、これらについて着手し、現在作業を進めているところでございます。

こういったシステム開発を進める一方で、これらのマイクロフィルムの記録を電磁化する作業が必要でございます。それで、3に記載しておりますが、旧台帳、マイクロフィルムを紙に出力いたしまして、そこから氏名を一覧表の形に転記をしまして、その転記をした氏名・生年月日等の基本情報を電磁入力をするといった作業が必要になってまいります。現在そういった作業に取り組んでおまして、①～④に記載をしたような状況になっております。これらの記録につきましても、20年5月までを目途にコンピュータの記録との名寄せを行いまして、記録の結びつく可能性のある方については、お知らせをお送りをするということで、現在、作業を進めているところでございます。

資料6はまた別の項目でございます。こちらは、コンピュータの記録と台帳等の記録の内容が正確であるかどうかといったことの確認作業でございます。基本的な考え方でございますが、コンピュータの記録と台帳の記録の突合せを行いまして、すべての年金受給者・加入者への記録の送付による記録確認の状況を見ながら、計画的にこの作業を進めていくということにいたしております。対象となるものが大きく括りまして、2の検討状況の(1)・(2)・(3)というグループがございます。紙等で管理をされている記録の固まりとして、これらがあるわけでございます。それぞれについて、2ページ目をごらんいただ

きたいと思いますが、工程表に従いまして、現在、その準備作業を進めております。1番目の線、国民年金の特殊台帳と言われる種類の記録との突合せでございますが、3月までの間、実施方法あるいは準備作業をいたしまして、今年の4月から具体的にコンピュータ記録との突合せ作業を行うことで、今、作業をいたしております。

それから、2番目の類型でございますが、これは同様に国民年金の関係の資料でございますが、件数が1億4,000万件ございます。これらについては、1番目に申しました特殊台帳の突合せ作業と作業が輻輳する面がございますので、20年度については具体的な実施方法の検討を進めるということ、あるいは、システム開発の準備を進めることにいたしております。

それから、3番目の線、厚生年金の被保険者名簿等の記録の突合せでございます。これは6億8,000万件ということで非常に量が多くなっておりますので、今年度中に2万件のサンプルを選びまして、実際に作業を進めていく上で効率的なやり方を見出していくという観点から、あるいは、優先順位を見出していくという観点で、サンプル調査を実施し、それを踏まえて分析をし、実施方法を来年度検討をしていくということにいたしております。現在、地方庁に指示をいたしまして、2万件のサンプルを中央に集める作業にかかっているところでございます。

以下、別紙1・別紙2という形で、それぞれの事項についての進め方をさらに詳しく記載させていただいておりますが、お目通しいただければと思います。

それから、最後になりますが資料7でございます。以前にご指摘いただいた事項に関するものでございます。資料7の1ページ目をごらんいただきたいと存じます。NTTデータに支払っているデータ通信サービス料金のコストの内訳ということでございますが、ソフトウェア料金につきましては、ソフトウェア開発に要しました経費の支払期間を、現在10年としておりますけれども、その支払期間に応じた利子等を含めまして、分割して月額支払という形で料金を支払うこととしております。その際、開発にかかった規模がどのぐらいであったかということについては、類似比較法という手法、あるいは、ファンクションポイント法という手法、それから、WBSによる工数の見積もりなど、こういった手法を用いまして精査をしながら、しっかり把握をしていく作業をしているところでございます。

それで具体的な内訳についてでございますけれども、NTTデータと、折衝をこれまでもずっとしておりますが、契約上の守秘義務の観点から、積算根拠については営業機密に該当するということで、次のページにNTTデータから提出されました資料をおつけして

おりますけれども、この場での開示ということは控えてほしいという回答でございます。
大変恐縮でございます。

それから、3ページ目、これも以前、厚生年金保険・国民年金の台帳等の保管状況についてお尋ねがございましたものを、一覧表の形でお示しをしているものでございます。左に紙、マイクロフィルム、磁気テープという媒体の種類、そして上にどこに保管がされているのかという場所、本庁、地方庁、市町村ということで、一覧表の形でお示しをさせていただいております。全体としまして、合計欄は右隅にございますが、8億5,000万件のこういった資料が、現在保管されているということでございます。

【松岡医療保険課長】 医療保険課長でございます。4ページ目以下についてご説明させていただきます。

まず3ということで、年金記録確認第三者委員会のあっせん事案への対応ということでございます。第三者委員会におきまして、この8月以降、社会保険事務所が遡及をして被保険者の標準報酬を引下げ処理したり、あるいは、資格の喪失処理を行っていたという事案がありまして、それについて申し出がありました件について、社会保険事務所の処理に合理的な理由は見当たらないということで、厚生年金の記録訂正のあっせんが12件行われております。この数については、引き続きあっせんが出てくれば、また増えるということが想定されておりますが、現段階では12件ということでございます。

この案件につきまして、標準報酬月額の変更などは事業主の届出に基づいて行っておりまして、社会保険事務所において事業主の届出と相違する取扱いを行うということは許されておられません。特に遡及した標準報酬月額の引下げなどを行う場合には、関係書類の届出を求めるなどして慎重な確認を行っております。この対応でございますけれども、第三者委員会のご指摘を踏まえまして、このあっせんの事案の12例については事実の内容について十分調査するというので、現在調査をしているところでございます。

続きまして5ページでございますが、保険料等の不適正な収納処理ということでございます。これは、昨年12月26日に公表したものでございます。6ページに延滞金の徴収漏れとございますけれども、この案件を調査する過程で見つかったものでございます。福島社会保険事務局におきまして、会社が倒産するなどいたしまして不納欠損処理をすることによって、保険料の債権が消滅している場合がございますけれども、それにもかかわらず不適正に保険料を領収して、その領収したものを別の事業所の保険料として収納したといったような不適正な事例が判明いたしました。

この結果でございますが、平成16年4月～19年9月末までに端末処理したもののについての収納処理を全部調べましたところ、ここにございますように81件が見つかりました。81件不適正な領収をいたしまして、7,700万円を128の事業所に収納処理をしていたというものがございました。これらにつきましては、法令遵守の観点から極めて遺憾な事態でございます。不適正な処理にかかわった職員に経過等の事情聴取を行い、必要な措置をとることといたしております。また、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして6ページでございますが、延滞金の徴収漏れでございます。これは愛知の社会保険事務局で判明いたしまして、8月10日に公表いたしました。全国調査をして昨年の12月末に公表したものでございます。滞納保険料の延滞金については、保険料を完納するか、あるいは、財産差押えの日の前日までの日数まで増えていくということになりますが、差押えをするとそこから延滞金が増えないということになります。こういう中で差押えの事実がないにもかかわらず、差押えのオンライン入力処理をしたり、あるいは、さかのぼって入力処理をしたといった事案が見つかりました。これらについて17年、18年の、差押えの全オンライン入力処理について調査をいたしましたところ、全国で3,337か所の事業所で追加して徴収すべき延滞金の金額は7億6,000万見つかったということでございます。なお、消滅時効が完成しておりますのが3億2,000万あったということでございます。

これらについては、7ページでございますが、法令遵守の観点から極めて遺憾なことでございまして、不適正な処理にかかわった職員についての事情聴取などをしっかり行っていきたいと考えております。それから、8ページに具体的にどういった事務局で行われたかというところが出ておりますので、参照いただければと思います。以上でございます。

【葛西委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま説明があった事項につきまして、委員からご意見・ご質問をご自由にお願ひしたいと思っております。

【村岡委員】 非常に頑張っていたらということはもちろん理解できるんですが、非常に失礼な言い方をしますと、担当の窓口の方に方針を与えずに、「頑張れ、頑張れ」とおっしゃっているのではないかなという気がいたします。間違っていたらすみません。ねんきん特別便について、もちろんまだお答えのない方から、また、記録に誤りがないと言ってもらっちゃう方でも誤りがある可能性のある方から、どうやっているいろいろ返事をいただくとかいうことは、一生懸命やっていたかなければいけないんですけども、その次の段階というのは、それが正しい結果なのかどうかということをチェックしていただくわ

けですよね。第1次名寄せはまだしも、第2次名寄せになってくるとだんだん広めに記録がヒットするようになってきます。何をもちて正しい結果だと判断するのか、明確な方針を担当の方に示しておかないと、もちろん正しい方針は正しい結果、要するに年金を払うべき人に払って、払うべき人ではない人には払わないというのが正しい結果だと思うんですけども、現実はそのいきませんよね。

非常に極端なことを言いますと、多少の払うべき人でない人に多少払っても、払うべき人の数を増やそうという方針もあるかもしれませんし、間違った人に払うのはいけないんだからそっちは厳しくしてということもありうる。もちろんほかにもいろいろ方針はあると思うんですが、どういう方針を作るかはもちろんこの委員会の決める話ではなくて、皆さんというか、政治がお決めになる話だと思うんですけども、そういう方針をはっきり決めて担当の窓口の方にお示しにならないと、窓口の方は「回答が来たけれどもこれをどう判断していいんだろう」と苦勞なさるんじゃないかと思うので、ぜひそれをはっきりしていただきたいと思います。

今日の話にも出ていましたけれども、例えばヒントをあげてはいけないとか報道がありました、やっぱりそのリストの方針というのはポジティブリストであるべきであって、ネガティブリストであるべきではないと思うんですよね。これをやってはいけない、あれをやってはいけないではなくて、こういう場合には認めていいですよというリストであるべきだと思います。ネガティブリストだと、リストをもらった人は仕事が萎縮して、あれもやるのをよそう、これもやるのもよそうということになるので、やっぱりポジティブリストではないかと思います。

これはお任せしますけれども、最終的にやっぱり気になるのは、そういう方針って第三者委員会とのコラボレーションが必要なんじゃないんですか。そういう方針は第三者委員会でお決めになっているんだと、私は素朴に理解しているんですけども、そういうところと一緒にコラボレーションされた方針だとすれば、社保庁だけがお決めになった方針ではないので、むしろ国民もみんな納得する方針なんだろうと思います。

その辺をうまく連携してお進めになれば、その方針をなるべくわかりやすい形で国民に示していただければ、国民もわかったと、それが方針ならその方針に従う形で自分の情報を提供して、だめならしょうがないとか、そういうことになると思うんです。その辺がはっきりしないから、対処療法的に、今日はこのヒントはあげてはいけない、明日はこのヒントをあげていいです、あさっては…という、窓口の方が非常に気の毒な気がします

ので、ぜひその辺はお考えいただければと思います。よろしくお願いします。

【葛西委員長】 その点についてはいかがですか。

【鈴木企画課長】 先生からいただいたご意見につきまして、最大の問題は、私どもが、まだ例えばこの場所にもマニュアルをきちんとお示ししてないということだと思っています。これは先ほどご説明申し上げたように、まず素案を作って、今、現場とかけ合いをやっている状況でございまして、それが固まってきちんとした段階で、早急にお示しをしたいと思っております。その中で、ちゃんとポジティブリストでこういうことを問いかけて、こういう情報のやりとりをしてほしいということも、見ていただけるものと思っております。

この間、報道でいわゆるヒントを言うなというところばかりぼんと出てしまいまして、私ども率直に申し上げれば甚だ遺憾な報道だなと思っておりました。あそこに出ました「こういうものは言わないんです」ということ自体は、ポジティブリストがまずありまして、その上で現場でこういうものはどのように扱ったらいだろうかという疑義もございましたので、それについてはこの部分は言うのは差し控えておいたほうがいいのではないかとということを出したものでございまして、結果的に報道でそこだけ出てしまったので、ちょっと甚だ誤解を与えた面もあるのかなと思っております。ただ、私どもは、ポジティブリストも含めてマニュアルの全容をきちんとまずお示しするということがどうしても必要でございまして、それなしにいろいろ言いわけを言っても始まらないものだと思っておりますので、またこの委員会にもできるだけ早くマニュアルをきちんとご報告したいと思っております。

もう1点、第三者委員会とのコラボレーションというご指摘がございました。これは内容を見まして第三者委員会とも連絡をとりたいと思っておりますが、基本的には第三者委員会は全く手がかりもないものにつきまして、どういう状況だと記録ありと判定していいのかというところに注力しておられます。私どもは一方で手がかりといたしますか、記録そのものがあって、対象者の方の履歴をどうやって結び付けていくかでございますので、若干ちょっと重点は違うのかなと思っておりますが、いずれにしても、コラボレーションの必要なところあるかもしれませんので、またそこは必要に応じて連絡をとってまいりたいと思います。

【住田委員】 この点に関連してなんですけれども、今回の「ねんきん特別便」は、大臣の文書によりますと、記録の確認をお願いいたしますという形での調査協力依頼だとい

う趣旨だろうと私は思っているんです。なぜかといいますと、国が強制徴収権でもって国民の方からお金を支払っていただいているのであれば、逆にいただいたものについて記録をきちんと整備して、管理して、受給権をきちんとした形で給付を全うできるようにするというのが国の義務であろうと思います。今回は、その国の義務を果たしていないので、記録をきちんと整理するために、国民の皆さんに協力をお願いをします、そうしないと、国民の方々のそれぞれの権利もきちんとした形で果たせない可能性がありますという、そういうスタンスであるべきだろうと思っっているんです。

そうしますと、今やっっている作業は、国が今まで穴をあけた、記録整備がきちんとできなかったことに対して、その穴を埋めるべき義務が国にあって、国民に対してはそれぞれ個別について調査協力をお願いしますと、まさに大臣がおっしているように調査協力依頼だと思います。そうすると、国と国民との間は国民が相談をする話ではなくて、国が資料に基づいて、こうですねという形で穴埋めの作業を今やっっているはずではないですか。資料3にある今回の廃止されたメールについては、「記録照会の対応時における」と書いていらっするんですね。照会をするのは権利かもしれないけれども、照会を「勧奨」する話ではないと思うんです。「勧奨」というと、そちらの権利のためにこちらは勧めてあげているんだからという上から目線であって、国民の立場から見るとやっぱり筋違い、お門違いの言い方だろうと私は思います。今回、「勧奨」という言葉をあちらこちらで大臣も含めて多用しておられますが、本来「勧奨」すべきものではなく、調査協力依頼をお願いする立場です。そして、国民から言ってきたことに対しては、調査協力に対して応じていただけたという、そういうことであろうと思います。

そうすると、記録照会の対応時における注意点ではなく、あくまで調査義務をどのような形で果たしていくかということ、調査技法、技能の話を問われているんだと思います。調査技法・技能については、はっきり言って、今までお仕事でやっっていなかったことでしょうか、どう対応するかというのは、ちゃんとプロの知恵を借りてくださいということで、別の観点から先ほど村岡先生がおっしたんだと思うんです。こういう場合にはどういう形で真理だと判定するのか、なりすましをうそだと判定するのかということについて、きちんとした専門家の知恵をいただかないといけないのではないのでしょうか。今、見せられませんとおっしていますけれども、このメールでは、「誘導の仕方をする」とありますが、「誘導」はしてはいけません。でも、ヒントは差し上げて、その穴を埋めるような形で思い出していただくためのいろいろな協力というか、そういう事実確認の中の

調査をしていくということだろうと思うんです。ですから、「誘導の仕方をする」という言い方はおかしいんです。「誘導」というのは、真理がわかっているときに、「誘導」になるわけなんです。

あくまでも真実に近づくためにどのように調査するかという調査技法を、それぞれの担当の方々にやっていただくために、いろんなノウハウを含めてマニュアルを現場の方にお示しする必要があるのだと思います。これはもう素人の書き方だなどと思いました。誤解を招くような報道をされて非常に不本意だと言われてはいますが、やっぱり新聞記者など事実をいろいろな形で調査しようという人から見ると、本当に上から目線の姿勢自体が逆である、失礼なやり方も書いてあるなど受けとめられたんでしょう。ですから、このところはしっかりとした形で、現場の方がこれさえ読めばある程度調査できるというような、そしてこれにのっとったら大方は大丈夫だろうという形でのやり方をきちんと現場の方にお示しするようにお願いいたします。

【葛西委員長】 この点についてはいかがですか。

【鈴木企画課長】 仕事の仕方に対する基本的スタンスについても、まさに厳しいご指摘をいただいたと思っていますので、そういった言葉遣いも含めまして、私どもが取り組むべき仕事の姿勢が違った方向にならないように、気をつけてまいりたいと思っております。

【葛西委員長】 これは調査でいくのか、協力依頼でいくのかということですか。

【住田委員】 協力依頼というより、「勸奨」というのは自らの権利を発動してくださいという言い方ですね。

【葛西委員長】 そうですね、権利がどちらにあり、あるいは、義務があるかという話ですよね。

【住田委員】 そうです。今回は、義務がまず国にあることは間違いないわけで、国と個人とがそれぞれ協力しましょうというならいいんですが、やってきなさいとお勧めするという言い方は、今回の言葉遣いとしては非常に失礼だと思っております。

【葛西委員長】 その点に関する理解はそれでよろしいんですか。

【鈴木企画課長】 やってきなさいというのを上から目線であるととれるのだとすれば、これは全く私ども本意でありませぬし、確かに言葉遣いとして適切だったかということはあると思います。当然、私どもやらなければいけない義務のある仕事についてご協力をいただく。ただ、ご協力いただく中にもやはり国民が権利として持っておられる部分、それ

から、ご自分の記録ですのである意味義務として持つておられる部分もあるので、そこをきちんと的確に表す言葉を気をつけて使っていきたいと思います。

【住田委員】 先ほどの廃止されたメールにあるものですが、資料3の15ページのところに、「誘導の仕方」とあります。おそらく調査の仕方について書いておられて、今回廃止されたようですが、「事業所名について何から始まりませんか」というような「誘導はしないこと」というんですけれども、これは事実が判明しているなら「誘導」もあり得るんですけれども、「誘導」かどうかではなくて、思い出していただくきっかけ作り、ヒントですね。そういうものについては、差し支えのないものであればお伝えしていいわけなので、例えば期間の重複がないとか、ほかの該当者がいない、もう5割方この人だろうと思われるときには、ある程度こういう形でヒントを与えることはいいと思います。問題なのは、期間があまりにも食い違っていて、他にも同姓同名の人がいてよくわからないときは、他にも該当者がいらっしゃる可能性があるので、「あなたの場合どうですか」という前提から入っていったほうがいいと思います。

可能性の濃淡によって、質問も誘導というか、ヒントを大きく与えていい場合と、そうでない場合といろいろあると思うんです。年齢的に思い出せない方もおられるでしょうし、「この前ここにいらっしゃいましたね、次はここでしたね、ここは記録に穴があいているんですけどどうでしょうか」という聞き方も十分あり得ると思うので、そういう意味での調査技法、ノウハウと申し上げたんです。これだと非常に一般論を書き過ぎて、かえって具体的な場合に使いにくいと思います。だから、可能性が高い場合はここまでやって、他の人と重なってしまうような危ない場合に関しては、こういう質問というような場合分けをしながら、現場の人が使いやすいリストを基にして、質問できるようにして差し上げたらいかかだと思います。あと、年齢が高い方はどうしても役所がおっしゃることを信用されやすいので、そういうときはその方のやりとりというよりは、周囲の方に聞くとか、調査方法は本人の意向尊重が一番いいとは限らないんです。その人が覚えてないことはしょっちゅうあるわけで、そういうことも含めての調査方法で、これだけの照会に対する対応だけでは困るなと思って拝見したわけです。

【鈴木企画課長】 今のご指摘は一つひとつもともとと思っておりますので、また全体のマニュアルをきちんと整備するに当たって……。

【葛西委員長】 大体いつごろまでにそのマニュアルができるんですか。

【鈴木企画課長】 私どもの心積もりとしては、月内に完成させまして、表にきちんと

お示しできるような形にしたいと思っております。

【葛西委員長】 次回の委員会の時はそういうものができているということですね。

【鈴木企画課長】 はい、ご報告したいと思います。

【大宅委員長代理】 ちょっと言葉遣いについてですが、今の特別便の資料3の4ページのところで、今、世の中全般にそうなんですけれども、敬語と丁寧語というか、丁寧過ぎるのではないですか。例えば、3つ目の〇のところでは、「まだ回答されていない方には」、「未回答の方」ぐらいでよくて、「ご自分の」の「ご」も要らない。「お確かめの上」も要らない、「確かめた上、できるだけ」、ここはまあいいですね。「お届けいただいている住所」ではなくて「届け出た住所」、「お早めにお勤め先に」、「ご連絡」と、こういうふうにするから文章が長くなってわかりにくくなるんです。だから、次の「届かなかったものについて」というところは、わりとさっぱりしていて、このぐらいでいいんです。これは報告なんですから。

変に「ご」がついたり「お」がついたり「方」がついたりするたびに、いんぎん無礼とを感じるのは私だけじゃないと思います。同じく、12ページのところで「調査に対する回答状況」、これは報告なんですから「回答いただいた方」なんて書かなくてよくて、「回答あり、回答なし」でいいし、「御不在であった方」なんて書くことは全然なくて、「不在」で構わないと思うんですね。妙に丁寧にしようとするのが全部持って回ってしまって、今度のいろんなものもわかりにくいと言われたその根っこがかなりあるのではないかという気がするので、なるべく簡潔にしていきたいと思います。

【葛西委員長】 確かにそういう気もしますね。

【大宅委員長代理】 ちょっと「お」とか「ご」とかがいっぱいあると、全部とりたくなりますね。

【住田委員】 この間、どなたか委員がお尋ねになった、情報公開の関係でNTTデータが内容の開示を拒まれた案件について伺います。内訳ということなのか、それともどこまでのことをおっしゃっているかわからないんですが、情報公開としては、全額とか金額について出すことはある程度認められて、そして内訳の中でも出すことによって競合的な地位、ライバル会社に企業秘密等を出すということに対してはいけないとしていると思うんですね。ですから、墨塗りで出せるところは出すというのは普通だと思います。情報公開法では、もう既に決まった契約に関してであれば、国民の監視という意味で要求されたとき、ある程度出さざるを得ないものがあるかと思います。ですから、一切出さないとい

うスタンス自体は、ちょっと問題であろうと思います。

【中野所長】 今ご指摘の点でございます。それで私ども継続的にN T Tデータと、お尋ねいただいた内訳のついで資料の開示についてやりとりをしております。引き続きN T Tデータとの間で、私どもの契約の中身を見ていただけるような方法がないかということをご指摘の点も踏まえて検討させていただこうと思います。

【岩瀬委員】 2、3点お尋ねしたいんですけれども、524万件の補正作業については99%終わられたということですが、名寄せ自体が11月頭から12月初旬にかけて行われているわけですね。5,000万件と1億件を当てたときに、524万件の補正されたデータは、名寄せの中には入っていないということでよろしいわけですね。それだけまず確認したいんですけれども。

【鈴木企画課長】 当初やりましたものには入れておりませんが、補正した結果については、まさに名寄せをするために補正作業をやりましたので、これから動かしていく部分には全部入れようと思っています。

【岩瀬委員】 すでに、第1次名寄せで受給者の人たちに40何万通配っている。しかも、250万人分の名寄せは終わっているわけですね。受給者、つまり、現在年金を受けている人たちの名寄せは終わっていて、その名寄せの際には524万件が入っていないわけですね。ということは、穴あきの5,000万件と1億件で名寄せをやっているというのは、あまり意味がないのではないですか。

【中野所長】 補足的にご説明をさせていただきます。12月5日の会議の際に、岩瀬委員から同様の趣旨のお尋ねがあった際に、私から、1次名寄せの中に524万件の分は入っておりませんとお答えをしたかと思っております。もう少し正確に申しますと、氏名が補正されましたら、順次コンピュータの中に入力しておりますので、その時点で補正が終わっていた分については、既に名寄せの機械処理の中に入っております。それで、1月の初めまで最終的な作業の努力をいたしまして、その補正の結果を踏まえて、補正されたデータに基づいた名寄せをこれから行います。今、実は一部機械の中で処理が進んでおりますけれども、そういう形で補正されたものを踏まえた名寄せ、これは1次名寄せの部分も含めて機械の中の処理で行う予定にいたしております。

【岩瀬委員】 その辺が全然理解できないんですが、5,000万件と1億件を1回当てますよね。それでヒットした記録に対して通知を出す。5,000万件の一部は欠けていたわけですね。つまり、11月時点で50何%補正されていたけれども、50何%の補正された分を入れた

記録と当てたわけですか。それとも、全く補正されていない記録と当てたのかどうか。

【中野所長】 1点目で申しましたのは、一部補正が終わった部分は入っていたということですが。

【岩瀬委員】 入っているわけですか。今度、全部補正が終わったのをもう一度当てるということですがけれども、5,000万件と1億件とをもう一回当て直すわけですよね。そうしないと意味がないと思うんです。つまり名寄せ作業を二度やるわけですか。

【中野所長】 ご指摘の点に端的に答えればそのとおりです。

【岩瀬委員】 だから、二度やるというのは、すごく無駄だという気がするんですね、コスト的に。そういうことを二度やるのであれば、二度やってヒットしましたと、受け取る人は2通来たり3通来たりすることになり得るわけですか。

【中野所長】 それは、1回目のときには当たっていませんのでその方には通知が出ておりませんから、2回目で当たれば初めてその方に通知が行くということになります。二重に行くことはございません。

【村岡委員】 1回目で当たって2回目で当たるということもあり得ますよね。

【岩瀬委員】 あり得るんじゃないかと思うんですけどね。

【中野所長】 理論的にはあり得ます。複数の方にご連絡が行くことがあり得ますので。しかし、1回目にお知らせをしていますので、その方は、既にご自分が未統合記録の中に宙に浮いた記録を持っている可能性があるということをお気づきでございますので、私どもはその方々によくご説明をしながら、記録を結び付ける作業をしていくということになります。

【岩瀬委員】 でも、現実的にそれは一度目で当たって補正したのと、もう一回当て直してヒットしたという場合、複数ダブっているのは、はじめないで機械的に出すわけですよね。そんな丁寧に行っていく余裕はないと思うんです。だから、仮に一度目の名寄せで僕のところに来ましたと、補正された記録でもう一回ヒットしたらまた来ましたと、2通来る可能性はあるわけですよね。

【中野所長】 お一人の方に2通行くことはないように、私どものほうで管理をしています。コンピュータの中の記録で1回目でヒットした記録と2回目でヒットした記録をそれぞれ、職員の側は参照できるようにコンピュータの中に入れます。

【岩瀬委員】 でも、職員が一々チェックなんかできなくて、コンピュータ上で自動的にそういうのは打ち出さないと無理じゃないでしょうか。524万件という数字で名寄せをか

けた場合に、相当数出るんじゃないかと思うんですけども。

【中野所長】 基礎年金番号をお持ちの方で、名寄せで5,000万件の記録が結びつく可能性のある方にお知らせを出すわけです。どの方にお知らせを出したのかということ、私どもの記録の中に、フラグを立てるといいますけれども、印をつけることにしておりますので、二重に出ることがないように管理ができるようにしております。

【岩瀬委員】 どうですかね。524万件も前からフラグが立っていたそうですね。検証委員会の記録を読むと、524万件は既にフラグが立っていて、数時間程度で拾えたはずであると、会見でそうやって批判されたと思うんです。そのフラグを拾えなくて、氏名等のない記録の数を発表したのは9月以降ですよ。そうすると、果たしてフラグが立っているから、本当に拾えるのか非常に疑問です。何が言いたいかといいますと、2通行く可能性があることについて、まず2通行かないようにしていただきたいのと、仮に漏れて行った場合に、きちんと窓口対応ができる、問い合わせが混乱しないように、さっきのマニュアル作りの中にそういうものを入れていただきたいと思います。

【中野所長】 ご指摘の点は重々気をつけたいと思います。

【岩瀬委員】 それともう1点、資料1で「引き続き、市町村、経済団体、企業等との協力・連携」というのをお書きになっていますが、今までもおやりになっていたんでしょうけれども、具体的にどういう連携をやるのでしょうか。特別便を読んでもみますと、やっぱりあれは普通の人だと多分ほとんど理解できない。回答がなかったということからも明らかだと思います。それとちょっと話が飛びますが、「ねんきん特別便」専用ダイヤルの相談マニュアルとここにありますが、これもかなり僕は難しいと思うんです。これを使いこなせるようになるまでは、相当熟練が必要で、時間がかかる。アルバイトのコールセンターのオペレーターの人に、これをきちんと使えるほど研修をしたのかどうかというのはどうでしょうか。

【鈴木企画課長】 1つ目の市町村、企業、それから、経済団体との連携についてですが、夏にあのような対応が必要な事態になりまして、例えば巡回相談ですとか、市町村の窓口でまず一般的な相談を受けていただいて、それを事務所との間でホットラインをつなぐとか、資源をできるだけうまく活用して、なるべく国民の皆さんにご迷惑をかけないような取組をやったわけです。そういった素地がありましたので、今回相談をさらに広げていくに当たりまして、同じようなご協力をまたお願いしていく。今日この時点においてはまだそういう逼迫した状況にございませんけれども、まずそれをお願いしていくとか、そ

れから、先ほどの住所の関係の調査とか、さまざま市町村のお力を借りることがありますので、それをパッケージにして市町村にこういう形でお願いをしたいという働きかけを始めております。

それから、企業につきましては、まだこれから先の話になりますけれども、例えば、現役の方に特別便をお送りするに当たって、会社で取りまとめて会社経由でお届けをするような取組をお願いしたいと思っておりますし、それから、逆にそれぞれの方から回答を返していただくときに、また会社で窓口をやっていただくというのは非常に双方にとって便利です。そういったご協力をお願いしたい、一例であります。そんなことを今考えております。

【岩瀬委員】 マニュアルについてはどうですか。

【鈴木企画課長】 マニュアルにつきましては、済みません、専任の担当の者がこの場におりませんが、基本的には研修をしてちゃんとできるようにしないと、「明日からこれを読んでやれ」というのが当然できないのはご指摘のとおりですから、これは研修いたしております。

【岩瀬委員】 どの程度の研修をしたんですか。

【鈴木企画課長】 きちんと後で調べてお答えするようでございますが、今、研修の中身を持っておりませんが、研修は必ずするというのが仕様上も条件になっております。

【岩瀬委員】 形だけ研修しても、使いこなせないという意味がないと思います。いろんな人に話を聞くと、事実上はほとんど使いこなせてないんじゃないかなという気はするんです。だから、パソコンを貸与して一応多少の研修はしたけれども、国民の側から問い合わせがあったときに、使いこなしてその疑問に答えて権利を回復をできるような形で、誘導ではなくてきちんと話を聞いて、その場で回答するということは、やっぱりなかなかできてないんじゃないかと思うんですね。それをできてないのか、できているのか教えていただきたいのと、できてないということであればどうすればできるのかというのを、今日でなくて結構ですから教えていただきたいと思います。

【鈴木企画課長】 今のご指摘の点はきちんとお答えしなければならないと思っております。基本的にこれは委託の作業でありますので、委託の仕様上も、研修については一番大事な点なので、こういう研修をして、こういう質のレベルの相談ができるようにしてほしいということ、まず条件として示しております。あとは、その示したものがちゃんとできているのかどうか、これがまさに大事なところですので、私どもも委託している側と

して検証、チェックをしております。しかし、改めてできてないのではないかという声があるということであれば、これをより徹底してまいらなければなりませんので、今のご指摘を踏まえましてどのようになっているのか、そして今の現状どうかというのは、改めてきちんとご報告をしたいと思います。

【岩瀬委員】 では、お願いします。それと、ちょっと前後して申しわけないですがもう1点お伺いします。市町村との連携についても、前々からこの会議の中でも議論になっていましたけれども、市町村にパソコン端末、ウインドマシンを貸与して対応してもらう、それを特別便の中でもアナウンスしていくとなれば、国民の側も非常に身近なところで相談に行けると思うんです。それから、社会保険労務士会が約2万か所の事務所を開放して対応したい、協力したいと、それに当たってはウインドマシンがないのでできないということを、随分主張されているようです。今のところそんなに大きい混乱はないということですが、ウインドマシンの貸与をして、協力を求めていくということをやっぴりやるべきではないかなと思うんです。そうしないと、どんどん特別便が今後発送されて、みんな問い合わせないといけないんだということになってくれば、非常に窓口は混乱すると思いますし、特にご高齢の方が社会保険事務所まで足を運ぶというのは、相当大変なことだと思います。電話で納得できればいいでしょうけれども、そういうことにはなかなかならないのかなという気もいたしますので、そのところをぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

【鈴木企画課長】 これは前から重ねていろいろ御指摘をいただいている点だと思いますけれども、まず現実問題としてウインドマシンの台数に限りがあるということ、私どもできるだけ増やすということで取り組んでいますけれども、これが第1の制約条件であることは、もう無理のない話でございます。その中でできるだけ私どもで使うだけのウインドマシンを、とにかくそろえなければいけないということでもあります。あとは、社労士さんにご協力いただくに当たりまして、今、先生がおっしゃったのは、多分それぞれの社労士さんの事務所にあればということかと思います。ゆくゆくは、例えばちょっと先の話になりますけれども、社会保障カードみたいなものがそろっていけば、それは社労士さんの事務所でもできるような条件ができるんだと思いますが、現在の私どもが管理しているウインドマシンとシステムの中では、回線も含めまして私どものところにどうしても拠点を置かざるを得ない、あるいは、携帯型の移動端末を持っていかざるを得ないという段階です。私どもは、社労士さんにウインドマシンを触らせないなんていうことは考えておりま

せんで、操作していただけるようになるべくいろんな緩和をして、社労士会の方々とも今話し合っております。そういうことをやりながら、ただ台数の制約自体は直ちに一気に呵成にできない問題ですので、そこは今後できるだけ拡充を、お金の問題もありますけれども、いろんな面を解決していくということかなと思います。

それから、市町村ですが、これはもう一方ちょっと違う議論がございまして、先日もご報告申し上げましたけれども、やはり長い歴史の中で市町村が徴収事務をやっていたものを、国に一元化するんだという地方分権の流れがあった。これ自体はいろいろと賛否両論あったわけですがけれども、少なくとも、今、国会を通った法制の中では、市町村からその事務を国に移してしまいましたので、市町村が現在やっていた仕事の中身として、触れることができるウインドマシン上の情報というのは限りがあるわけです。ですから、私どもの社会保険事務所、あるいは、その委託を受けた社労士さんが使えるものと同じものを市町村の職員さんが操作できるわけではないので、まず1つはその解決が要るんだろうと思います。これはある意味、国会で大議論があって決まったことでもありますので、予断なくもう一回議論すればいいという、それはいいと思いますけれども、そのところのご判断の変更がどうしても必要になると思います。

それから、実態としまして私どもが市町村の方々とお話をいたしてございまして、非常に協力することに積極的で、法律の制約があるんでもし取り払えればという方もいらっしゃるわけ、やはり地方分権の流れの中で年金については市町村は関係ないという方々もそれなりにいらっしゃるわけで、そこを一律にきちんと資源を増やしていこうということになると、どうしても考え方をどうするのかというのは必要だろうと思います。ただ、それがないと何も動かないというのではなくて、今やっていた限りのことで、できるだけ協力をきめ細かくしていくと、今はそういうスタンスで臨まざるを得ないのではないかなと思います。

【岩瀬委員】 長くなって申しわけないですが、最後にもう1点、ウインドマシンの可搬型を貸し出せばいいんじゃないんですか。可搬型はすごくデータを呼び出すまで時間がかかるということですがけれども、そんなにスピーディに対応できなくても、やはり携帯をつなげばデータ呼び出させるわけですよ、違うでしょうか。

【鈴木企画課長】 ウインドマシンの台数の制約と申しますのは、可搬型もかなり人気といいますか、いろいろ持っていけるものですから非常に使い勝手がいいわけで、その台数自体も非常に制約があります。私どももできるだけ増やしたいと思っておりますけれど

も、その制約は固定と可搬とで、特に可搬だから増やせるということではないとご理解いただきたいと思います。

【岩瀬委員】 私が全然理解できないのは、ウインドマシンは普通のパソコンなわけですよ。ソフトを入れれば済むという話ではないんですか。特別仕様の意味がわからないのですが。

【中野所長】 ウインドマシンを、従来、昨年の12月までは専用機だったものを、今年1月から通常の市販のパソコンをつないで、作業ができるようにシステムを変更したんです。しかしながら、単にそこにソフトを組み込めばいいということではなくて、メインフレームのコンピュータとの間で、通信ができるような形に設定をしなければいけない、そういう形で制約がございます。現在、ウインドマシン、窓口装置の需要が全国的にいろいろな作業の中で非常に増えておりまして、各事務所で相談対応をするにも必要、それから、記録の確認作業、修正作業、いろいろな局面で必要でして、可搬型も含めてほとんどすべて、今、配属し切っている状況で、新規に製作を依頼をしなければ、メーカー側も在庫を現在持っていないという状況になっております。そこは非常に最後の制約になっております。

【岩瀬委員】 わかりました。

【磯村委員】 3点教えてください。まず1つは、さっき延滞だとか不適正な収納の話がありましたが、これは社会保険庁の中の監査、いろいろなパターンの監査がおありだということが検証委員会の報告書に出ておりますけれども、それが機能してなかったということに尽きるんですか。

【松岡医療保険課長】 これにつきましては、我々の中の監査の中でどこまでわかっていたかというのは、ちょっと今わかりませんが、これが判明した経緯をちょっとご説明させていただきますと……。

【磯村委員】 いえ、それはさっき伺いました。

【松岡医療保険課長】 延滞金の徴収漏れについては、18年11月ごろそういう内部通報がありまして、調査をしていったのがきっかけでございます。それで愛知をまず調べて、全国を調べた。全国調査をする過程で福島のものが見つかったという経緯でございます。

【磯村委員】 普通の組織体ですと監査機能を果たすセクションがありまして、こういう事態が発見されますと、即座になぜ監査で見つからなかったのか、これから監査で見つけようとしたらどうすればいいのかというのが議論されるんですが、そういう議論はございましたか。

【松岡医療保険課長】 まだそういう議論はしておりません。

【磯村委員】 それはなしでオープンにしておられるわけですか。

【松岡医療保険課長】 ええ、これについて、再発防止については議論をしておりますけれども、監査のあり方なども含めて、再発防止について並行して議論をするということにしています。

【磯村委員】 これを公表なさるときに、そういったことまで頭に置いて議論をした結果、公表しておられるのではないんですか。

【松岡医療保険課長】 我々としては、まず延滞金の徴収漏れについて、時効もかかってまいりますので、これをもう一度事業主の方の……。

【磯村委員】 時効とは無関係でしょう。

【松岡医療保険課長】 いえ、時効が完成する前にまた徴収しなければいけませんので、なるべく早くということで公表させていただきました。監査のあり方などについても当然これから議論することにしております。

【磯村委員】 そうですか。皆さんのほうでどうやってらっしゃるのかよくわからないので、次回もう少しその辺について、どんなご議論をなさった上で公開されたのか教えていただけませんか。

【松岡医療保険課長】 はい。

【大宅委員長代理】 ついでに、3件とか5件とか件数が1けたの事務局から、3けた4けたまでありますよね。これに何か制度的なり、何か要因があったのかどうかを知りたいと思います。

【松岡医療保険課長】 数が多いところについては、かなりこういう不適正なやり方が、蔓延していたということでもあります。これらにつきましてもよく調査をしていきたいと思っております。

【磯村委員】 次回もう少し今の関連部分も含めて説明をお願いします。

2つ目ですが、資料3の11ページの表の見方を教えていただけませんか。確認はがき1,000通に関わる記録、これは念のため確認しますと、訂正なしという確認はがきが返ってきた分、要は16万件ですか、その中から1,000通だけをピックアップしたという意味ですね。

【鈴木企画課長】 はい、14万通からです。

【磯村委員】 失礼、14万通から1,000通だけピックアップしたと。

【鈴木企画課長】 はい、そういうことです。

【磯村委員】 わかりました。それで、さっき期間重複なしというのは、同一人について、加入期間がありますね。社会保険庁が持っている5,000万件のうちの記録があって、それが、その人の加入期間の空白にぴたっと当てはまったということで、それらの期間がダブっていなかったという意味ですね。

【鈴木企画課長】 ええ、基本的にそういう意味です。あいている期間にすっぽりはまったものだけではなくて、例えば、その方の今持っている記録が昭和30年から始まっているときに、29年とか28年とか、その前の記録があって、期間がダブっていないという場合もあります。

また、平成9年で記録が終わっている方に、平成12年、13年の記録が見つかること、これもダブってないことになりますので、重複なしといってもすっぽりはまる場合ばかりではなくて、単純に期間重複がないということです。

【磯村委員】 単純に重複がない、そういう意味ですか。わかりました。期間重複ありというのは、その人が例えば、平成15年からだと思っていたのに、社会保険庁で発見した記録は平成13年からの記録がありますよということで、2年間ダブっていたということですか。

【鈴木企画課長】 それも、我々がつかんでいる記録と今度見つかった記録とに単純に重複があったということです。

【磯村委員】 単純に重複があるわけですね。

【鈴木企画課長】 はい、そうご理解いただければと思います。

【磯村委員】 わかりました。そこで、今度は複数人に通知という欄がそれぞれにありますけれども、そうすると、この1つの記録がAさんのところにもBさんのところに行っているわけですか。

【鈴木企画課長】 はい、そうです。それは以前ご説明しましたように、名寄せといたしましても、氏名・性別・生年月日が一致するだけで、極端な場合、十何人も出てまいりますので、それはやはり皆さんに公平にお伝えしなければならないということでございます。

【磯村委員】 なるほど、その複数人に通知というのが重複なしと重複ありで合計しますと、ここには出ておりませんが、ちょうど10.7%あるわけですね。

【鈴木企画課長】 はい、136件分でございますね。

【磯村委員】 下にありますね、10.8%、136件ですね。ということは、ヒットした5,000万件についての名寄せの結果のうちの1割が、他人のところにも行っているということ

でしょうか。本来行くべき人以外の人のところにも行っていると。

【鈴木企画課長】 このサンプル調査に限っていえばそういうことです。

【磯村委員】 だから、サンプルからすればそういうことですね。

【鈴木企画課長】 そういうことになります。

【磯村委員】 そうすると、5,000万件で名寄せをした人に特別便を送って、その記録のうちの、このサンプルから推定しますと、1割が他人の記録を持っていて、問い合わせがあったらぶつけるということになるわけですね。

【鈴木企画課長】 はい、当然お送りした記録の本来の持ち主とは違う方が、3人送ったうちの2人は違うことになりますので、そこを慎重にやっていかなければならない。

【葛西委員長】 5,000万件じゃないでしょう。

【大宅委員長代理】 ただ単純に割り当てると1,000万ということですか。

【鈴木企画課長】 5,000万件を名寄せにかけてヒットするものが1,100万データ出てまいりました。1,100万というのは推計で、現役の方も含めてです。

【磯村委員】 人数と考えていいですね、1,100万人。

【鈴木企画課長】 いえ、違います。1,100万データです。ちょっと誤解のないように資料3をもう一度ごらんいただきますと、2ページでございしますが、今、特別便を送っているのは受給者の方の1次名寄せ分ですので、この2ページで申しますと右上のほうにあります受給者約300万件、人数で申しますと250万人。データ数が多いのは、まさに1人で2つ以上の記録が、5,000万件の中から見つかる方もいらっしゃるのということなんです。ここの部分で、昨年末までに48万通まずお送りして、その中から16万通お返事が返ってきた。そのうちの14万通が訂正なしという○のはがきが返ってきた。そのうちの1,000件のサンプルということでございます。

【磯村委員】 だから、人数ベースでは、約850万人ですね。

【鈴木企画課長】 ええ、1次名寄せ全体で申しますとそういうことです。

【磯村委員】 その850万人のうちの、極端に言えば、1割の人のところに別の人の記録が行く可能性があるわけですね。

【鈴木企画課長】 それで「このサンプルでは」と申しましたのは、実はまず受給者と加入者と同じと考えていいのかどうか慎重に考えなければならぬのと、それから、受給者の250万人の中でも、お送りして「訂正がない」とお返事をいただいた方が母集団ですので、それを単純に例えば250万人にあてはめていいかどうかというのも、別途判断が要ると

思います。

【村岡委員】 複数人にヒットしたのが何件あるかは、別にサンプル調査をしなくても出した結果からわかるわけですよね。

【鈴木企画課長】 はい、わかります。

【村岡委員】 だから、それを言うていただければいいだけじゃないですか、今の質問に対しては。

【鈴木企画課長】 申しわけございません、今のご質問に対するお答えとしてはそういうことです。

【磯村委員】 そうですか、ではそれを教えてくださいよ。

【鈴木企画課長】 私どもとして複数に送っている件数のデータはあると思います。

【中野所長】 私どものデータとして持っております。一方、現在、名寄せ作業そのものを進行していますので、名寄せ作業が終わったところで、もう一度整理し直す必要があると考えております。

【村岡委員】 受給者250万件の分はもう名寄せが終わったんだから、何件が複数の人にヒットしたかはデータとしてお持ちのはずじゃないですか。

【中野所長】 はい、その部分につきましても、これは最終的にこのぐらいになるだろうという、推計段階で資料をお出ししております。先ほどお尋ねのあった524万件の1次名寄せの作業や、あるいは、2次名寄せ、この下にある名寄せの部分なども含めまして、全体の整理をしなければいけない。その後にもまた資料としてまとめたいと考えております。

【磯村委員】 ということは、今はそれは話ができないということですか。

【中野所長】 ちょっとまだ未整理でございます。

【磯村委員】 そうしますとね、仮に皆さんが今回名寄せでヒットした記録を送られる人に全部示したら、なりすましの懸念があるからといってとても心配をされて、その記録は出さないということになりましたよね。手持ちをしたまま、問い合わせがあったらその都度お教えすると。仮にそれを最初から出したら間違いが1割あるということですか。

【鈴木企画課長】 ですから、まず母集団の話だと思います。この1,000のサンプルの母集団は、48万送って16万返ってきて、そのうちの14万の「変更なし」といって○をした方が母集団ですから、それを250万に広げていいかどうかというのは別途判断が要ると思います。

【磯村委員】 でも、そういう可能性はあるということですね。

【鈴木企画課長】 この10%というのが妥当するかどうかは、繰り返しのお答えになりますが、実際に送ってしまえば複数の方に1つの記録をさらすことになるというのは、これはおっしゃるとおりです。

【磯村委員】 あるわけですね、わかりました。

それから、最後ですけれども、半年がかりでやっと資料7の3ページの表をお出しいただきました。厚生年金等、国民年金の台帳の保管状況です。私どもが当初第1回目の委員会のときをお願いした枠組みと、この枠組みとは若干違いがありますが、大勢には影響ありませんので確認方々伺います。左のほうに紙、マイクロフィルム、磁気テープとあります。私からお願いしたのは磁気テープのほかに、他の電磁的記録媒体というのも入れたんですが、これは磁気テープの中に全部含めておられると考えてよろしいですか。

【中野所長】 磁気テープの中に含めているということです。

【磯村委員】 具体的に磁気テープ以外の媒体は何かあるんですか。

【中野所長】 私どもちょっとここは確認をさせていただきたいと思いますが、電磁媒体としては磁気テープで保管をしています。

【磯村委員】 では、媒体の種類としては、紙とマイクロフィルムと磁気テープ以外はないと考えてよろしいですね。

【中野所長】 そこは再確認をさせていただきます。

【社会保険庁】 市町村の関係でございますが、市町村はいろいろな媒体で保管しておりますので、電算の機器の中にそのままハードディスクとして持っているものもあります。また、小さなところはMOであるとか、CDであるとか、そういうものも含まれますので、市町村に関しては磁気媒体とお考えいただければと思います。

【磯村委員】 「磁気テープ」というのは、磁気媒体で、磁気テープその他のものも含めているということよろしいですね。

【社会保険庁】 はい。

【磯村委員】 そうしますと、ずっと右のほうをごらんいただきますと、4,995万件となっております。コンピュータで管理しておられる記録というのは、第1回目の委員会の資料によりますと、3億件あるということなんですが、この3億件という数字とこの磁気テープ4,995万件とは、どういう関係になるのでしょうか。

【中野所長】 3億件と申しますのはオンラインシステムの中に入っている記録の数です。

【磯村委員】 そのオンラインシステムは何で動くかという、電磁媒体で動くわけですね。

【中野所長】 電磁媒体でございます。コンピュータオンラインシステムの中に入っている記録の外にあるものとして、こちらの紙あるいはマイクロフィルム、その他の磁気媒体の資料があるという意味でお示しをしております。

【磯村委員】 そうすると、ハードディスクに入っている記録は、この中には含めていないということですか。

【中野所長】 そういうことです。

【磯村委員】 私は、紙、マイクロフィルム、磁気テープ、その他の電磁媒体という4区分で質問をしましたが、資料では磁気テープの中に電磁媒体を全部まとめたとききおっしゃったでしょう。ということは、これが3億件でないといけないわけです。合計のところの4,995万件とあるのは、これは3億件でないとおかしいわけですね。

【中野所長】 こちらの資料に記載をしておりますものも相互に重複がございます。

【磯村委員】 いや、それはわかっています。要するにコンピュータで動くものは何件なんですか。上の2つ、紙の3億件とマイクロフィルムの4億9,000万の中にも、コンピュータで動くものが入っているだろうと思います。現在はこういう形でありますけれども、それとは別個にコンピュータを回せば動くものというのは何件あるんですか。

【中野所長】 ちょっとその点についてはまた……。

【磯村委員】 第1回目の資料では3億件とはっきり書いてあるんですよ。実は前から申し上げておりますワンビシ・アーカイブズに保管されている分がここには実は書かれていないのではないのでしょうか。

【中野所長】 ワンビシ・アーカイブズに保管をされている紙台帳については、この注のところに記載をしております。注の中に記載をしました厚生年金1,365万件、船員保険28万件といったものでございます。

【磯村委員】 合計1,393万件ですね。

【中野所長】 そのデータについてはオンラインシステムの中に収録をされております。

【磯村委員】 収録されているということはこの磁気テープの外にあるわけですか。

【中野所長】 はい、そういうことでございます。

【磯村委員】 なぜそれをここにお書きにならなかったんですか。

【中野所長】 すみません、オンラインシステムにあるもの以外にこういったデータが

保管をされているのかと、こういうお尋ねと私どもは理解をしました。

【磯村委員】 当初の私どもがお願いしたフォームと違うんです。

【中野所長】 おわびを申し上げます。

【葛西委員長】 これを見ると、私は「保管されている」というのは、オンラインの外にあるものという意味かと思いますね。

【磯村委員】 でも、普通は紙、マイクロフィルム、磁気テープ、その他の電磁媒体といったら、ハードディスクも当然入るんですよ。

【葛西委員長】 ハードディスクに入っているものは掌握されているもので、それ以外の外にあるものという意味で、保管と書いたのではないですか。

【磯村委員】 じゃあ、すみません、これもう一遍出し直してください。

【中野所長】 再整理をさせていただきます。

【住田委員】 1点だけ、資料2の2つ目の○の今後具体的内容ごとに調査・照会等をする例として、婚姻と死亡が挙がっておりまして、私は以前からどうして住基ネット、住民票、それから、戸籍等とうまく連携してやらないのですかと申し上げてきたんですが、これを見てもやはり該当者に申し出ていただくとか、該当者というのはご遺族でしょうけれども、その方に申し出ていただくのを待っていることになっています。こういうものに関してこそ、今回国の責任として費用は多少かかるとしても、はがきを何枚も出すよりもずっと割安ですし、閣僚会議でも各大臣にそれぞれのご協力をお願いできるというシステムになっている以上は、国も積極的にやるべきだろうと私は思っています。ただし、問題はその情報があちらこちらに流れては困りますので、調査としてこういうものをやる場合には、誰が集中して情報を持ってその情報を外に漏れないようにするとか、調査内容の中で住基ネットと連携する場合についての詳しいマニュアルも作っていただければと思っております。

【葛西委員長】 この点についてはいかがですか。

【鈴木企画課長】 ここの資料に入ってなくて恐縮でございますけれども、私どもも住基ネットは非常に重要だと、ご指摘のとおり思っております、これはやります。なぜ最初からやらなかったということでございますけれども、住基ネットは、ご案内ように個人情報の膨大な集まりでございますので、基本的に射程を狭めて、これで今回1,975万件ということでわかってきたわけです。こういうことまでやって、その上で総務省のご協力、自治体のご協力も得て住基ネットにぶつけるという段取りを考えておりました。それについて

は実際にやろうと思っておりますし、今、先生からご指摘のありました個人情報同士の話ですので、マニュアルについては、情報が漏れないようにしっかりやるということを含めてやってまいりたいと思います。

【村岡委員】 PRは、一般庶民の観点、目線でやっていただきたいんです。というのは、まず新聞折り込みは見ないで捨ててしまうおそれがあります。それから、政府広報番組、あれを見る人が何人ぐらいいるのか知りませんが、それこそ一般のテレビ番組で取り上げてもらうほうが、まじめな話いいんじゃないかと思います。一般庶民の観点というか、目線をお願いしないと、一生懸命やっていただいても届かないと思います。

2点目は、これはちょっと難しいでしょうけれども、今、1,100万件も切りがつかないうちに、次の1,975万のうちどれだけ出るかわかりませんが、特別便が出るわけですね。理想論を言えば、1つ1つ片がついてから次に行ったほうが、現場も混乱しないしいだらうと思うんですが、1,100万があつて次の1,975万のうちの条件を緩和してヒットした分の特別便が行って、あれもこれも来たら大変だなと、その辺はぜひよくお考えいただいたほうが良いと思います。スケジュールは変えられないんでしょうけれども、対応だけはよろしくをお願いします。

【鈴木企画課長】 PRについてはいろいろな、本当に考えられる手段をさまざま使ってみてまいりたいと思います。それから、同時並行でというご指摘は、私ども現場感覚からすると本当にもうそのとおりでありますが、やれることは何でもできるだけ早くという要請もございますので、混乱のないようにやっていきたいと思っています。

【葛西委員長】 大体時間もまいりましたが、最後にちょっと聞きたいんですけれども、今まで作業スケジュールを作って進めてきましたよね。これまでのところで全く予想を超えるような事態とか、あるいは、想像してなかった障害みたいなものというのは何か出ていますか。

【鈴木企画課長】 そういう意味での全くの想定外の範囲外ということはないと思います。ただ、1点申し上げれば、世の中のご反応として、先ほど訂正なしで返ってきたという14万件について、世の中のご反応は2つに分かれまして、これはご本人が○をつけたんだからもういいじゃないかというご反応と、そうはいつでもご高齢の方が多いので、やっぱりもう一段何かできないのかという反応とあるわけで、そこのところは、もう一段というのをやりましょうかというところに、選択をしたというところでございます。

【葛西委員長】 当初の予想の全くの外というとき以外に基本方針自体が動きますと、

次から次へといろいろな問題がぐるぐる回りになりますよね。だからその辺はやっぱり頑張るべきときには頑張らなくてはいけないのではないかと私は思うんです。確かにご協力を勧奨するというのと、こちら側が調査するという姿勢の問題はありますよね。調査するんだけど、調査を100%いかなるコストと時間をかけてでもやるのかというと、なかなかそうはいかないはずなんです。どこのところでもって合理的な結論とみなすかというのは、やっぱり作業する側がきちんと頭の中に持ってなくてはいけないので、それがしょっちゅう動いたりすると非常にまずいと思います。そこは、さっき村岡さんが言われたように、何をもってよしとし、何をもって十分でないとするかについての考え方をきちんと整理して、それで上から下までぐらつくことのないようにさせるということが、すごく私は大事だと思いますね。

なかなか難しいことだと思いますけれども、そこのところはやっぱり誰かが頑張らなくてはいけない。大臣が頑張るのが一番いいんですよね。だけど、大臣も含めた作業している人たちの実感として、ここまでやればよしとせざるを得ないというのは、考え方としてきちんと持っておくことが必要ではないかと思います。やっぱり効果、コストパフォーマンスをよくするようにどうしたらいいかというのを、よく考えたほうがいいのではないかと私は思っているんです。これは感想でありまして、今まで一応、量的にはともかくとして、質的に全く予想外のところはないということであれば、さらにそのペースで前へ進んでいただくという以外にはないと思います。

それでは、今日の議事はこれまでということで、ご説明いただいた皆さん方に関してはお引き取りを願いたいと思います。どうもありがとうございました。幾つかまたご要望が出ていますので、よろしくお願いします。

(厚生労働省・社会保険庁退出)

【葛西委員長】 それでは、以上で本日の委員会の議事は終了させていただきます。次回は2月26日の14時から開催いたします。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました。

以 上